

規 則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第八号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則（平成三十一年埼玉県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項第六号を次のように改める。

六 技能職員（地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者であつて、技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）の適用を受ける職員、技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の適用を受ける職員その他知事が定める職員をいう。）

第十条第三項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第十一条第二項中「退職し、又は失職した」を「退職した」に改める。

第十二条第一項中「、若しくは失職し」を削る。

第十四条第一号中「二万五千七百五十円」を「二万三千七百八十円」に改め、同条第二号中「一万四十円」を「九千二百七十円」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

3 退職した第二号会計年度任用職員に対する退職手当の額を計算する場合における給料の額は、前二項の規定にかかわらず、知事が別に定める額とする。

附則第一項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第二項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に、「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第三項第一号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「平成三十二年六月三十日」を「令和二年六月三十日」に改める。別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第2（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(2)

職種	薬剤師 獣医師	管理栄養士	栄養士（管理栄養士を除く。） 衛生検査技師	診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士
号給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	247,354	206,458	184,127	203,201	213,101	194,514	201,827
2			186,057	204,725		196,342	203,757
3			187,986	206,248		197,865	205,686
4			189,815	207,772		199,795	207,515
5			191,643	209,397		201,827	209,343
6			193,573	210,717		203,757	211,273
7			195,401	212,241		205,686	213,101
8			196,925	215,158		207,515	
9			198,448			209,343	
10			199,972			211,273	
11			201,597			213,101	
12			202,917				
13			204,441				
14			206,458				

別表第1（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(1)

職種	医師及び歯科医師
号給	月額
	円
1	438,300

別表第4 (第2条関係)

行政事務報酬等基準額表

職種	前記以外の職	
	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を必要とする会計年度任用職員の職務を行うもの
号給	月額	月額
	円	円
1	152,965	191,664
2	154,083	193,391
3	155,200	195,219
4	156,317	196,946
5	157,333	198,571
6	158,755	199,993
7	160,075	201,516
8	161,396	203,040
9	162,615	204,360
10	164,138	205,681
11	165,662	206,900
12	167,287	208,220
13	168,506	209,540
14	170,029	210,861
15	171,553	212,181
16	173,076	213,502
17	174,397	214,619
18	177,139	215,939

別表第3 (第2条関係)

医療職報酬等基準額表(3)

職種	保健師	看護師 (外来業務以外の業務に従事するもの)	看護師 (外来業務に従事するもの)	准看護師 (外来業務以外の業務に従事するもの)	准看護師 (外来業務に従事するもの)
	号給	月額	月額	月額	月額
		円	円	円	円
1	219,395	216,052	206,902	183,886	176,236
2	220,817	218,389	209,239		
3	222,239	220,725	211,575		
4	223,458	222,959	213,809		
5	224,880	225,295	216,145		
6	226,302				
7	227,826				

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則

別表第5（第5条、第16条関係）

報酬等の調整額表

調整数	調整額
	円
1	5,700
2	11,400
3	17,100
4	22,800

19	179,780	217,260
20	182,421	218,580
21	185,062	219,698
22	186,789	220,815
23	188,414	221,831
24	190,140	222,948
25	191,664	224,065